

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】平成17年6月9日(2005.6.9)

【公開番号】特開2004-8641(P2004-8641A)
 【公開日】平成16年1月15日(2004.1.15)
 【年通号数】公開・登録公報2004-002
 【出願番号】特願2002-168951(P2002-168951)
 【国際特許分類第7版】

A 4 6 B 5/00
 C 0 8 G 63/183
 // A 6 1 C 17/00

【F I】

A 4 6 B 5/00 B
 C 0 8 G 63/183
 A 6 1 C 17/00 L

【手続補正書】

【提出日】平成16年8月23日(2004.8.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

テレフタル酸を主たるジカルボン酸成分とし、エチレングリコールおよび2-メチル-1,3-プロパンジオールを主たるジオール成分とする共重合ポリエステル樹脂からなる歯ブラシ用ハンドル。

【請求項2】

該共重合ポリエステル樹脂において、2-メチル-1,3-プロパンジオールの全ジオール成分中の共重合比率が5~50モル%である請求項1記載の歯ブラシ用ハンドル。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

【課題を解決するための手段】

上記目的は、テレフタル酸を主たるジカルボン酸成分とし、エチレングリコールおよび2-メチル-1,3-プロパンジオールを主たるジオール成分とする共重合ポリエステル樹脂からなる歯ブラシ用ハンドルによって達成される。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

【発明の実施の形態】

本発明の歯ブラシ用ハンドルは、テレフタル酸を主たる酸成分とし、エチレングリコー

ルおよび 2 - メチル - 1 , 3 - プロパンジオールを主たるジオール成分とする共重合ポリエステル樹脂からなる。一般的にポリエチレンテレフタレートに対する共重合成分として知られている、イソフタル酸 (I P A)、シクロヘキサンジメタノール (C H D M) のような共重合成分では、歯磨き粉や歯用漂白剤による劣化が避けられず、歯ブラシ用ハンドルに用いることは出来ない。